



栃木県公報

令和6(2024)年
3月4日(月)
号 外
第10号

目 次

人事委員会

○給料の特別調整額に関する規則の一部改正..... 1

人事委員会

栃木県人事委員会規則第2号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月4日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和52年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																																																													
別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表				別表第1（第2条関係） 給料の特別調整額表																																																																													
組織の区分		職		組織の区分		職																																																																											
略		略		略		略																																																																											
警察	本部	略	略	警察	本部	略	略																																																																										
		総括参事官（警務課の課長であるものを除く。） 参事官（首席監察官並びに会計課、 <u>人身安全少年課</u> 、捜査第一課、 <u>運転免許管理課</u> 及び警備第二課の課長であるものに限る。） 組織犯罪対策統括官	略			課長				課長				機動警察隊長				機動警察隊長				機動捜査隊長				機動捜査隊長				交通機動隊長				交通機動隊長				高速道路交通警察隊長				高速道路交通警察隊長				機動隊長				機動隊長				科学捜査研究所長				科学捜査研究所長				監察官				監察官				監査官				監査官				調査官（警務課、会計課、生活安全企画課、 <u>人身安全少年課</u> 、地域課、刑事総務課、捜査			
課長				課長																																																																													
機動警察隊長				機動警察隊長																																																																													
機動捜査隊長				機動捜査隊長																																																																													
交通機動隊長				交通機動隊長																																																																													
高速道路交通警察隊長				高速道路交通警察隊長																																																																													
機動隊長				機動隊長																																																																													
科学捜査研究所長				科学捜査研究所長																																																																													
監察官				監察官																																																																													
監査官				監査官																																																																													
調査官（警務課、会計課、生活安全企画課、 <u>人身安全少年課</u> 、地域課、刑事総務課、捜査				調査官（警務課、会計課、生活安全企画課、 <u>人身安全少年課</u> 、地域課、刑事総務課、捜査																																																																													

	第一課、組織犯罪対策 第一課、交通企画課、 運転免許管理課、警備 企画課及び警備第二課 の次長であるものに限 る。)				第一課、組織犯罪対策 第一課、交通企画課、 運転免許管理課、警備 企画課及び警備第二課 の次長であるものに限 る。)		
	略	略			略	略	
	航空隊長 取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相 当職であるものに限 る。） 副隊長（警視であるも のに限る。） 管理官（広報管理官、 地域指導管理官、刑事 指導管理官及び警衛警 護管理官であるものを 除く。） 指導官（警視であるも のに限り、人身安全対 策指導官、サイバー事 案捜査指導官、捜査指 導官、知能特捜指導 官、盗犯捜査指導官、 特捜指導官及び鑑識指 導官であるものを除 く。） 対策官（警視であるも のに限り、犯罪抑止対 策官、組織犯罪対策官 及び交通事故抑止対策 官であるものを除 く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるも のに限る。） 情報官（警視であるも のに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視で あるものに限る。） 首席師範	略			航空隊長 取調べ監督室長 照会センター長 交通管制センター長 次長（警視及び課長相 当職であるものに限 る。） 副隊長（警視であるも のに限る。） 管理官（広報管理官、 地域指導管理官、刑事 指導管理官及び警衛警 護管理官であるものを 除く。） 指導官（警視であるも のに限り、人身安全対 策指導官 _____、捜査指 導官、知能特捜指導 官、盗犯捜査指導官、 特捜指導官及び鑑識指 導官であるものを除 く。） 対策官（警視であるも のに限り、犯罪抑止対 策官、組織犯罪対策官 及び交通事故抑止対策 官であるものを除 く。） 聴聞官 意見聴取官 広域捜査官 教養官（警視であるも のに限る。） 情報官（警視であるも のに限る。） 取調べ調査官 取調べ監督官（警視で あるものに限る。） 首席師範	略	
略	略	略			略	略	略
略					略		略

附 則

この規則は、令和6年3月13日から施行する。